

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 291 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 6 月 10 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、原田川と主要地方道大崎上島循環線との交差点（以下「本件交差点」という。）における橋梁（構造物）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面、写真及び当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書（決裁文書を含む。）などのうち、平成 19 年 5 月 25 日付け東広建竹第 55 号の行政文書不存在通知書及び同日付け東広建竹第 54 号の行政文書開示決定処分（以下これらを総称して「別件処分」という。）という「不当な開示処分」をもって開示されなかった桁下高などの規格（基準数値及び現実の数値）に関する図面の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 6 月 21 日付けで、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 6 月 24 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分において、開示されなかった桁下高などの規格（基準数値及び現実の数値）に関する図面を速やかに開示するよう強く要求する。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、本件請求に係る文書を隠匿する目的で強行された不当な処分であり、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可の処分及び平成 19 年 5 月 8 日付け指令東広建竹第 38 号による不許可の処分という二度にわたる不許可処分（裁量権の濫用）によって闇に葬り去ろうと画策している平成 15 年 4 月 22 日付け砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請書及び普通河川等土木工事許可申請書との間に重大な関連性がある。その関連性の内容は、平成 18 年 10 月 16 日付け「砂防指定地内普通河川郷川における橋梁設置許可申請について」の中で、東広島地域事務所長が記述した「橋

梁の桁下高は、橋梁の上流側で右岸護岸天端高に 50 cm 加えた高さとなるよう設計を変更してください。」という指示に係る法定根拠を隠匿するためというものである。

- (2) 原田川の一部は、ボックスカルバート方式を採用したため、橋梁という形態でなくなった場所があり、当該方式への変更場所における法令違反の疑義もさることながら、大崎上島循環線（県道 65 号線）との交差点においては、橋梁（構造物）の桁下高が 1 メートル程度しかなく、異常に低くなっていることから、橋梁等設置基準を含む計画高水流量及び計画高水位などの設置基準を充足していない疑いがある。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

別件処分で開示した文書（以下「別件開示文書」という。）以外に本件請求に係る文書は存在しない。

ボックスカルバートが設置されている本件交差点の前後は、平成元年度から平成 5 年度にかけて道路特殊改良工事事業で整備されているが、設計図書の保存年限（5 年）が経過しているため、施工内容は不詳である。

また、本件交差点のボックスカルバートに関する占用申請がされていれば、申請書に添付されている平面図、構造図等から、工作物設置のための数値算定内容は把握できるが、占用申請がされていないので、数値算定内容は不明である。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、原田川と主要地方道大崎上島循環線が交差する地点における橋梁（構造物）（以下「本件ボックスカルバート」という。）の桁下高などの規格、位置関係、設置した時期が明示されている図面、写真及び当該設置に関する法令等の基準を充足している根拠を記載した文書（決裁文書を含む。）などのうち、別件処分において開示されなかった桁下高などの規格（基準数値及び現実の数値）に関する図面の開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、対象となる行政文書は別件開示文書以外には存在しないとして本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、本件処分は、本件請求に係る内容の行政文書を隠匿する目的で強行された不当な処分であるとして、開示されなかった桁下高などの規格（基準数値及び現実の数値）に関する図面を速やかに開示するよう強く要求しているため、以下その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 別件開示文書について

当審査会から実施機関に対して確認したところ、別件開示文書とは、原田川の砂防設備概要図であり、また、本件交差点とは当該砂防設備概要図において「㊤BOXカルバート」及び「㊦BOXカルバート」と表示されている箇所を指すということであった。

そして、別件開示文書では、本件ボックスカルバートの位置関係が明示され、写真が掲載されているが、桁下高などの規格は明示されていない。

(2) 本件処分について

別件開示文書である砂防設備概要図は、実施機関が定める「砂防設備台帳作成要領」に基づいて作成する図面であり、この概要図1枚で、砂防指定地内の砂防設備の位置、主要諸元、設備状況等の全体像が把握できるようにするものである。

本件ボックスカルバートが別件開示文書に記載されているということは、本件ボックスカルバートは砂防設備であると考えられるため、この点について実施機関に確認したところ、本件ボックスカルバートは砂防設備台帳に記載されておらず、砂防設備ではないとのことであった。また、別件開示文書に記載されていることについては、砂防設備概要図の作成に当たって、現地調査も行っており、作成業務の受託業者による現地調査の結果、対象の砂防河川にボックスカルバートが存在する場合、受託業者によって砂防設備台帳に記載されていないボックスカルバートが記載されることがあるとのことであった。

さらに、本件ボックスカルバートの内容を実施機関に確認したところ、本件ボックスカルバートは、平成元年度から平成5年度にかけて行われた、主要地方道大崎上島循環線（県道）の道路特殊改良工事事業における道路の拡幅工事に伴い、県道を渡河させるために必要な道路施設として設置されたボックスカルバートと考えられるとのことであった。

本件ボックスカルバートが、県道工事の一環として整備されているということであれば、本件ボックスカルバートの工事関係書類には、その規格等が記載されている可能性がある。しかしながら、実施機関に確認したところ、本件請求があった平成19年度には当該工事関係書類の保存年限が経過し、既に廃棄されていたということであった。

また、県道工事の一環として設置されたボックスカルバートの場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長と書面で協議することなく施工している例が多く、本件ボックスカルバートについても占用等許可申請（協議）書は提出されていないということであった。

さらに、個人又は法人に対する占用等許可がなされていれば、当該占用等許可に関する申請書の添付書類で本件請求に関する事項について確認できる可能性がある。

そこで、当審査会において、原田川を管轄区域とする部署における占用等許可申請の状況を示す書類を確認したところ、本件ボックスカルバートの占用等申請（協議）は行われていないことが確認できた。

そうすると、実施機関が別件開示文書以外には対象となる文書は存在しないとしたこと、特に不自然な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求の対象となる文書は存在しないとして本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右す

るものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19. 8. 1	・ 諮問を受けた。
令和元. 5. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元. 6. 13	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元. 7. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 5. 26 (令和 2 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 6. 29 (令和 2 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授